

○宮代町工事請負等競争入札参加者資格審査会規程

平成19年1月9日

訓令第2号

改正 平成22年3月26日訓令第2号

平成23年3月29日訓令第4号

平成26年3月17日訓令第3号

平成27年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、町が発注する建設工事の請負等の競争入札に参加する者に必要な資格に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査会の設置)

第2条 宮代町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成19年宮代町告示第2号）第8条の資格審査及び格付を公正に行うため、宮代町工事請負等競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

会長	副町長
副会長	企画財政課長
委員	総務課長、まちづくり建設課長、町民生活課長、産業観光課長、教育推進課長

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 宮代町建設工事請負指名業者資格審査会及び指名委員会に関する規程（昭和62年宮代町訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成22年訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第 号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。